

令和6年3月15日

組合員・利用者 各位

高知県農業協同組合
代表理事組合長 秦泉寺雅一

不祥事件に関するご報告とお詫びについて

このたび、当組合の土長地区（十市支所：現十市出張所）において、職員による信用事業不祥事件（融資希望相当額の自己資金による立替、約490千円）が発覚いたしました。

組合員をはじめ利用者の皆さまの当組合に対する信頼を損ねることとなりましたこと、また、度重なる事案の発覚を受け、高知県より農業協同組合法に基づく「業務改善命令」を受けている最中に新たな不祥事件が発覚したことにつきまして、役職員一同厳粛に受け止め、深くお詫び申し上げます。

今後につきましては、今回の不祥事件の再発防止、および役職員へのコンプライアンス教育の再徹底を行い、組合員・利用者の皆さまからの信頼回復に向けて組織一丸となって取り組んでいく所存でございます。

改めまして組合員・利用者の皆さまに対しまして、多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。どうか今後とも変わらぬご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

今回の不祥事件の概要につきましては、以下のとおりです。

記

1. 当事者

十市支所：現十市出張所 信用共済課 職員（管理職、男性、50代）

2. 本件の内容

十市支所：現十市出張所の貸付担当である当事者が利用者より

融資申込を受けたにも関わらず、内部での稟議決裁や利用者との契約などの必要な手続きを行うことなく融資希望相当額を個人で現金にて立替を行いました。

本件発生日：令和 5 年 6 月 13 日

金額：490,770 円（1 件）

本件は、出資法第 3 条にて禁止されている「金融機関の役職員が、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るために、金銭の貸付等を行う行為」に準ずるものと判断し、弁護士等の外部機関の見解も踏まえ、農協法（施行規則第 231 条第 5 項）上の「不祥事件」として扱い、行政庁等への届出を行っております。

3. 発覚の経緯

令和 6 年 1 月 30 日、お客さまより「融資を受けた資金について口座引落としがされていない」との問合せが当該支所にあり、取引履歴を確認したところ融資実行の形跡がなかったため、当事者に確認をした結果、自己資金による立替を行ったことを認めたため発覚いたしました。

4. 関係者等の処分

当事者および関係職員については、本件にかかる調査結果等を踏まえ、当組合の就業規則等に則り、厳正に処分いたしました。

5. 再発防止策

当組合内の調査の結果、当事者による他の不適切な行がないことを確認しております。

今後、他拠点においても類似の案件が発生していないかの徹底的な調査を行い、その結果を踏まえた再発防止策を整備し、体制構築、ガバナンスの強化を実現してまいります。

以上